

令和6年第11回農業委員会議事録

令和6年11月25日

下妻市農業委員会

令和6年第11回下妻市農業委員会会議録

1. 日 時 令和6年11月25日（月） 午後1時30分

2. 場 所 下妻市役所3階 会議室3-1・3-2

3. 議 案

第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第2号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第3号 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について

第4号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について

第5号 現況証明書の交付決定について

4. 報 告

第1号 農地法第30条第1項の規定による利用状況調査（農地パトロール）に係る結果について

第2号 農地法第32条の規定による利用意向調査に係る結果について

第3号 農地パトロールの結果に基づく非農地判断について

第4号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

出席委員次のとおり

1番 高橋 克己	2番 鶴見 清忠	3番 結束 乾一
4番 野村 操	5番 栗原 三郎	6番 鈴木 政良
7番 中山 悟	8番 吉川 利幸	9番 飯島 晴彦
10番 草間 進	11番 白井 安男	12番 笠島 修
13番 羽賀 茂	14番 齊藤 森一	15番 稲川 広美
16番 飯村 春夫	17番 程塚 裕行	18番 塚田 好克
19番 齋藤 孝夫		

出席職員次のとおり

局長 塚越 剛 局長補佐 杉田 由里子 局長補佐 磯 和洋 係長 富張 陽子

(午後 1 時 3 0 分 開会)

議長(会長 齋藤孝夫君)

ただいまから、令和 6 年第 11 回下妻市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、19 名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日の議事録署名委員は 15 番 稲川 広美 君、16 番 飯村 春夫 君 の両名を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

1 ページをお開き願います。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回 6 件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号 1 号、申請地、高道祖地内、畑、5,469 m²、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 2 号、申請地、田下地内、畑、1,154 m²、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 3 号、申請地、下栗地内、田、1,061 m²、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

2 ページをお開き願います。

処理番号 4 号、申請地、神明地内、5 筆、畑、合計 6,822 m²、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。公益社団法人 茨城県農林振興公社が今月の報告第 4 号で取得する農地の売り渡しであります。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 5 号、申請地、黒駒地内、2 筆、田、合計 1,852 m²、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。公益社団法人 茨城県農林振興公社が今月の報告第 4 号で取得する農地の売り渡しであります。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 6 号、申請地、村岡地内、田、1,702 m²、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。公益社団法人 茨城県農林振興公社が今月の報告第 4 号で取得する農地の売り渡しであります。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤 孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第1号)

処理番号1号:塚田委員

議案第1号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかりカントリーエレベーターから南東へ約300mにあり、休耕で、雑草が繁茂していました。11月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号2号:飯村委員

議案第1号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかり下妻千代川支店から北へ約800mにあり、麦の刈り取り後でした。11月20日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号3号:飯村委員

議案第1号 処理番号3号について報告いたします。申請地は、ヘキサホールきぬから北東へ約450mにあり、水稻の刈り取り後でした。11月20日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号4号:程塚委員

議案第1号 処理番号4号について報告いたします。申請地は、騰波ノ江駅から南西へ約950m圏内にあり、休耕で、雑草が繁茂していました。11月19日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号5号:鶴見委員(代理報告)

議案第1号 処理番号5号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から北西へ約1.2km圏内にあり、水稻の刈り取り後でした。11月19日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェック

シートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 6 号:羽賀委員

議案第 1 号 処理番号 6 号について報告いたします。申請地は、筑波サーキットから北東へ約 1.5km にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。11 月 21 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

議長(会長 齋藤 孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。齊藤(森)委員。

齊藤(森)委員

処理番号 1 号及び処理番号 4 号について、現状は休耕で雑草が繁茂ということですが、何を作付けするのか。それから、処理番号 6 号について、休耕で管理をされているということですが、今後何を作付けするのかをお聞きます。

議長(会長 齋藤 孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局(富張陽子君)

齊藤(森)委員のご質疑にお答えいたします。処理番号 1 号につきましては小麦や粟を、処理番号 4 号につきましてはサツマイモを作付けする予定と聞いております。また、処理番号 6 号につきましては、水稻の作付けを予定されているとのことです。以上でございます。

議長(会長 齋藤 孝夫君)

齊藤(森)委員、よろしいですか。

齊藤(森)委員

はい。

議長(会長 齋藤 孝夫君)

他に、発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤 孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤 孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第2号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

3ページ並びに、参考資料1の1ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回4件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、加養地内、4筆、登記、畑、現況、畑及び宅地、合計362.40㎡、申請理由は、既存住宅敷地が手狭のため、住宅敷地を拡張するものでございます。

参考資料1の3ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、二本紀地内、2筆、登記、山林、現況、畑、合計569㎡、申請理由は、自己住宅の建築でございます。

参考資料1の5ページをお開き願います。

処理番号3号、申請地、村岡地内、2筆、畑、合計1,774㎡、申請理由は、既存事業所敷地が手狭のため、利便性が良好な申請地に駐車場を設けるものでございます。

4ページ並びに、参考資料1の7ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、福田地内、登記、田、現況、畑、1,601㎡、申請理由は、太陽光発電設備の設置でございます。

農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたさせます。

事務局(磯和洋君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は3ページ、参考資料1は、1ページ・2ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、目的が住宅であり、かつ、住宅が70m以内に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料1は、3ページ・4ページをお開き願います。

処理番号2号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

なお、本申請は自己住宅基準面積の 500 m²を超えておりますが、分筆しても過小残地として利用しにくい農地が残ることから、申請面積 569 m²となっておりますことを申し添えます。

参考資料 1 は、5 ページ・6 ページをお開き願います。

処理番号 3 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 未満の小規模区域内にある農地であるため、第 2 種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

議案書は 4 ページ、参考資料 1 は、7 ページ・8 ページをお開き願います。

処理番号 4 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 未満の小規模区域内にある農地であるため、第 2 種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

なお、本申請は固定価格買取制度の認定を受けない非 FIT 太陽光発電所であり、東京電力への電力受給契約が申請済みとなっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第 2 号)

処理番号 1 号:草間委員

議案第 2 号 処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、下妻第二高等学校第二グラウンドから南へ約 200m にあり、耕作されておらず、短い草が生えていました。11 月 20 日、地区委員 2 名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅敷地を拡張することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号 2 号:野村委員

議案第 2 号 処理番号 2 号について報告いたします。申請地は、下妻第一高等学校野球場から南東へ約 750m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されてきました。11 月 20 日、地区委員 2 名、事務局職員磯補佐と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人は 2 人おまして、1 人は電話にて行い、もう一人は自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、申請地は宅地に囲まれているため、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号 3 号:羽賀委員

議案第 2 号 処理番号 3 号について報告いたします。申請地は、筑波サーキットから北西へ約 700m

にあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。11月20日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、駐車場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号4号:栗原委員

議案第2号 処理番号4号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかり下妻支店から北へ約350mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。11月20日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、太陽光発電設備へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。齊藤(森)委員。

齊藤(森)委員

処理番号4号について、お聞きいたします。この地図によりますと、 番地とあるのは民家でしょうか。その場合、この太陽光発電設備の設置場所とこの民家の間には、塀とか樹木など何か遮るようなものはあるのでしょうか。日照条件が非常に良好な申請地と説明がありましたが、多分、設置をすると照り返しの影響があるのではないかと思いますのですが、その辺ところをお聞きしたいと思います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局(磯和洋君)

齊藤(森)委員のご質疑にお答えいたします。参考資料に 番地とあるのは、住宅でございます。また、申請地とこの住宅の間には、塀などの遮るものはございません。照り返し等につきまして、太陽光発電設置に関する条例等は環境課の方で整備してございますので、そちらに基づいて、お問い合わせ等がある場合は、環境課をご案内することになると思われます。以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

齊藤(森)委員、よろしいですか。

齊藤(森)委員

はい。

議長(会長 齋藤孝夫君)

他に、発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第3号、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分についてを、議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

5ページ並びに、参考資料1の9ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請につきましては、今回1件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、田下地内、畑、1,520㎡、申請理由は、既存事業所が手狭のため、隣接する申請地に駐車場兼車両置場を設けるものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたさせます。

事務局(磯和洋君)

議案書は5ページ、参考資料1は、9ページ・10ページをご覧ください。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地ですが、これまでに農業公共投資がされている農地であることから、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、業務上必要であり、かつ、住宅が70m以内に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終ります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第3号)

処理番号1号:飯村委員

議案第3号 処理番号1号について報告いたします。

申請地は、ヘキサホールきぬから東へ約700mにあり、麦の刈り取り後でした。11月20日、地区委員3

議長(会長 齋藤孝夫君)

中山委員、よろしいですか。

中山委員

はい。

議長(会長 齋藤孝夫君)

他に、発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第4号、農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

6ページ並びに、参考資料1の11ページをお開き願います。

議案第4号、農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請につきましては、今回2件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、山尻地内、畑、770㎡、申請理由は、集合住宅の建築でございます。

参考資料1の13ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、黒駒地内、畑、656㎡、申請理由は、集合住宅の建築でございます。

農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたさせます。

事務局(磯和洋君)

議案書は6ページ、参考資料1は、11ページ・12ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、汚水・雑排水処理計画において、下妻市の放流承認が申請済みとなっております。

参考資料1は、13ページ・14ページをお開き願います。

処理番号 2 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、目的が住宅であり、かつ、住宅が 70m 以内に 6 戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、汚水・雑排水処理計画において、下妻市の放流承認が申請済みとなっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第 4 号)

処理番号 1 号:草間委員

議案第 4 号 処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、JA 常総ひかりカントリーエレベーターから南へ約 600m にあり、ネギの作付けがされていました。11 月 20 日、地区委員 2 名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、借人には電話にて行い、また、貸人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、集合住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 2 号:鶴見委員(代理報告)

議案第 4 号 処理番号 2 号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から北西へ約 250m にあり、耕作されておらず、多少雑草が繁茂していました。11 月 20 日、地区委員 2 名、事務局職員富張係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、借人には電話にて行い、また、貸人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、集合住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第 5 号、現況証明書の交付決定について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

7 ページをご覧ください。

議案第 5 号、現況証明書の交付決定につきましては、今回、2 件の願出であります。

非農地証明は、現況が山林等で農地に復元することが著しく困難であるもの、又は宅地等になってから 20 年以上経過し、かつ違反転用に対して是正指導中でないものなどが交付の対象となります。ご説明を申し上げます。

処理番号 1 号、願出地、若柳地内、畑、102 ㎡、住宅敷地となった土地が約 21 年経過するも、地目変更が未済のため願出されたものであります。

処理番号 2 号、願出地、高道祖地内、畑、544 ㎡、現況が原野であるため地目を変更したく願出されたものであります。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終ります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第 5 号)

処理番号 1 号:程塚委員

議案第 5 号 処理番号 1 号について報告いたします。願出地は、住宅敷地から北東へ約 350m にあり、住宅敷地として利用されていました。11 月 20 日、地区委員 2 名、事務局職員富張係長と現地調査を行いました。願出人への確認は、電話にて行い、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認及び現地調査の結果、住宅敷地として利用されていることから、証明書の交付について問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 2 号:笠島委員

議案第 5 号 処理番号 2 号について報告いたします。願出地は、高道祖小学校から南東へ約 650m にあり、原野化していました。11 月 20 日、地区委員 2 名、事務局職員磯補佐と現地調査を行いました。願出人への確認は、電話にて行い、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認及び現地調査の結果、原野化していることから、証明書の交付について問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、証明書を交付することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

ここで、暫時休憩といたします。再開は5分後にお願いいたします。

(農地利用最適化推進委員 入室・着席)

議長(会長 齋藤孝夫君)

それでは、休憩前に戻り会議を始めます。

ここからは、農地利用最適化推進委員の皆さまにも参加いただいております。

それでは報告第1号、農地法第30条第1項の規定による利用状況調査(農地パトロール)に係る結果について、報告願います。局長。

事務局長(塚越剛君)

別紙、青色の冊子の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第30条第1項の規定による利用状況調査(農地パトロール)に係る結果につきましては、遊休農地の実態把握と発生防止・解消を目的に、去る6月から8月にかけて農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆さまに調査いただきました結果をご報告するものでございます。

内容につきましては、富張係長から説明いたさせます。

事務局(富張陽子君)

報告第1号、農地法第30条第1項の規定による利用状況調査に係る結果についてご説明申し上げます。利用状況調査は市内を9地区に分け、本年6月から8月にかけて委員のみなさまに調査を行っていただきました。暑い時期の調査、大変お疲れ様でした。

報告第1号の1枚目をお開き願います。

全体の筆数・面積のみ申し上げます。1番下の、合計欄をご覧ください。

はじめに、1. A分類・1号、再生利用を目指す農地は、田畑合計 345 筆 295,262 m² でございます。

続きまして、2. A分類・2号、必要な管理が行われていない低利用の農地は、田畑 合計 64 筆 49,745 m² でございます。

最後に、3. B分類、山林などの状態で再生利用が困難と見込まれる農地は、田畑 合計 13 筆 8,268 m²でございます。令和6年度遊休農地の面積は、田畑 合計 422 筆、353,275 m²となります。

以上で、報告第1号の説明を終了いたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

これは報告事項でございますが、遊休農地に関することですので、皆さんから何かございましたらご発言願います。最適化推進委員の皆さんもご意見があればよろしくお願いいたします。野村委員。

野村委員

利用状況調査をした遊休農地は、条件の非常に悪い所がほとんどです。そういう場所なので、今後、農地として利用できるかという、ちょっと疑問に思える所もあります。今後は、そういう所を農地ではなく他の利用方法を考えていってはどうかと、私は思いました。

議長(会長 齋藤孝夫君)

遊休農地でどうしようもない所は、別の利用法を考えてはということですね。事務局では、この意見に対していかがですか。

事務局(塚越剛君)

現況が、農地に復元するのが難しいということだと思いますが、そういった場所が、今回の総会報告のように現況を非農地として見るということができるのかということがまずございます。また、整備された農地の中にぽつんとある場合等は、その農地の現況が荒れていて農地として使いようがないとしても非農地とすることは難しい。これは以前から悩ましいところでございます。その中で、別の方向としては、地盤が悪い農地を基盤整備するといった話も農地整備課の方であるようですが、ただそれも地元の方の総意がないと進まないことでございます。また、委員さんがおっしゃるように土地の場所等が悪いということですから、担い手に繋ぐというの、それもまた難しいと思います。どの方面から進めるか、やはり検討は必要かなと思っております。

議長(会長 齋藤孝夫君)

全国的に見ても遊休農地が大分広がっております。ある県1つぐらいの面積が遊休農地となっている、そういう中で、野村委員がおっしゃったように、なかなか解消が難しいような所もあると。そのようなものを農地として是正するにはなかなか困難なこともあって、別の利用法を考えなきゃならないかという意見ですね。

野村委員

はい。

議長(会長 齋藤孝夫君)

他にご意見はございますか。宮山委員。

宮山委員

今の話ですが、農地としての利用が大変困難だというお話なので、下妻市農業委員会では以前からこういう農地については、農地から除外しようというような話も進んでると思います。農地として利用できないのであれば、農地か非農地かというようなことで判断していけばよいのではないかと思います。先ほど局長がお話しましたが、一体的な農地の中に点在してる農地、今言ってるような利用状況で、今後利用できないというような土地であれば、残念ですけども非農用地として外していった方が、農業委員会とし

ての意思表示ができるのではないかと思います、いかがでしょうか。

議長(会長 齋藤孝夫君)

はい、貴重なご意見ありがとうございます。外すのは簡単だと思うんですが、すべて外してしまって、その遊休農地をまた元に戻すとかいろいろな問題も出てくると思います。非農地判断だけでは、それは解決ができないと思うのですが、参考意見としては当然あると思います。

宮山委員

今の会長の話は、非農地判断した農地は戻せないということですが、これは何回となくこの農業委員会でやってると思います。非農地扱いにしたとしても、原状回復すれば農地に戻せるのだというような話なので、遊休農地であれば1回農地から外してしまって、農地のエリアから除いて、状況を見た方がよいと思います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

下妻市だけそれをやるということもなかなか難しい。難しいとは言え、そういった皆さんの意見を聞きながら、遊休農地は非農地判断というような話の流れがまとまってくれば、県に相談するなどということもあるかなと思いますが。飯島委員、どうぞ。

飯島委員

先ほどお話の非農地にした場合ですが、例えば形が悪い、面積が少ない、あとは土地が一番端にあって営農がしにくい等、そういう所が主に遊休農地になるわけですから、それを例えば、もし非農地にした場合は、農業委員会、農業委員は、農地であれば関わることもできますが、非農地になると、農業委員会の方ではそういうことができなくなると思います。もちろん非農地にするということも、確かに1つの案だと思いますが、その辺はどうでしょうか。

議長(会長 齋藤孝夫君)

宮山委員。

宮山委員

非農用地にしたら農業委員会では関われないのではないかという話ですが、それは当然そうなんですよ。今度はどこが関わるかと言えば、非農地ですから、建設課あたりが関わるが多くなるのかなと思います。

事務局(塚越剛君)

農地の場合、何かあれば農業委員会で相談はお受けしますが、それ以外ですと、主に道路からの雑草のはみ出しなどは建設課で受けます。ただ、民地から道路に出ている場合は、やはり民地側の方に管理責任があるので、その場合は建設課の方から、雑草等ははみ出さないようにということをお願いしているところです。地目が何であろうと、自分が所有する土地によって周りに迷惑をかけているということがあれば、管理するのはその土地の所有者であることは変わりありません。それがどこの課が所管となるかはケース

バイケースですが、非農地になったから、誰からも何も言われないということではありません。市は、いろいろな方面から関わってまいります。

宮山委員

農業委員会は農地を管轄しますが、下妻市内の土地であれば、問題が発生すれば、どこかの課で所有者に連絡したり、改善していただくような依頼をすると思います。農地に復元することが難しいものを、農業委員会でいつまでも関わっていてもなかなか解決しないし、今度は、非農用地になったら別の課で所管をしていただけるので、そういう判断をしていかないと、農業委員会の農業委員さんは10年経っても同じじゃないかという話になる。私も、実際、この委員会に携わってそういうものが相当ありまして、何十年来と遊休農地という状態が続いたので、そういうものは申し訳なかったのですが、非農地に判定して報告しました。やっぱり農業委員会の管轄から1回外して、もし何かあった場合には、適正な担当課がありますから、そこで対応していただくということで、農業委員さんも、もう結構重くなっている思いを少しでも軽くした方がいいと思います。そういうふうにした方が私はいいと思ってるし、私は2期目ですけども、以前からなるべくもう非農地になる所は、農業委員会として、非農地にするということをやってますし、私の経験からすれば、今後そのようにやった方がいいと思います。以上です。

議長(会長 齋藤孝夫君)

はい今話を聞いて、非農地になった場合のその後はどうなってるのかとか、悪質な問題、農地法、農地から離れると問題も出てきているわけですね。そういうものに対して、まだまだ、この問題は煮詰め足りないとも思いますし、皆さんからのより良い意見を網羅しながらまとめていきたいと思います。その他、意見はございますか。塚田会長職務代理者。

塚田会長職務代理者

せめてB分類になった農地、これは農地から外した方がよろしいのではないかと。今までも確かB分類になったものは、外してきたわけですから。今後も遊休農地がB分類になったときに外していく、また、A分類の場合は様子を見るという形で進めていけば、数字の問題ですけど、遊休農地の実が大分下がってくるのではないかと思います。B分類になったら移行するという形を取った方が現実的かと思いますので、事務局に考えていただければと思います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

ただいまの意見につきまして、事務局ではいかがですか。

事務局(富張陽子君)

お答えします。今回、B分類に判断された農地につきましては、これから報告いたします3号で非農地判断ということで報告させていただきます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

わかりました。皆さん、よろしいですか。その他、ご意見はございますか。

(発言なし)

議長(会長 齋藤孝夫君)

それでは、ただいまの件は報告事項ということで、ご承認のほどよろしく願いいたします。

続きまして、報告第 2 号、農地法第 32 条の規定による利用意向調査に係る結果について報告願います。局長。

事務局長(塚越剛君)

別紙の報告第 2 号をご覧ください。

報告第 2 号、農地法第 32 条の規定による利用意向調査に係る結果につきましては、報告第 1 号でありました利用状況調査の結果、A 分類と判断された農地について農地法第 32 条第 1 項の規定に基づき利用の意向について調査を行った結果をご報告するものでございます。

内容につきましては、富張係長から説明いたさせます。

事務局(富張陽子君)

報告第 2 号、農地法第 32 条の規定による利用意向調査に係る結果についてご説明申し上げます。利用意向調査は、農地パトロールの結果、現地在 A 分類・1号及び A 分類・2号と判断された農地の所有者等に、当該農地の今後の利用意向について、本年 10 月の一か月で調査を行ったものです。

報告第 2 号の 1 ページをお開き願います。

利用意向調査の集計結果についてご説明いたします。表の見方でございますが、一番左から地区名、利用意向調査の対象農地の筆数及び面積、回答の内訳、一番右が所有者から回答があった農地の筆数及び面積となっております。

本調査における全地区の集計といたしまして、全 409 筆、345,007 m²の送付に対し、合計 208 筆、177,935 m²の回答がございました。全体の回答率は 50.9%となっております。

なお、本調査において回答がありました各筆の個別結果につきましては、次ページ、2 ページから 16 ページまで、地区ごとに掲載しておりますので、後ほどご確認ください。

17 ページをお開き願います。

利用意向調査後の流れについてご説明いたします。

利用意向調査後、作付再開や耕起等の保全管理がなされた場合、(1)遊休化が解消された農地とし、通常の農地と同じ取り扱いとなります。

それに対し、現地に変化が見られない場合は、(2)継続して確認が必要な農地として、次年度においても利用状況調査の対象となります。また、貸付を希望すると回答のあった農地につきましては、所有者に対し、貸付希望農地制度の案内を発送し、制度への申込みがあった農地につきましては、次年度 4 月より貸付希望農地として追加し、耕作者を募集いたします。

貸付希望農地として掲載後も次年度調査までに借受けの申出がなく、保全管理も行われない農地につきましては、遊休化が解消されない農地となりますので、変化が見られない場合と同じく、(2)継続して確認が必要な農地として、次年度においても利用状況調査の対象とします。

貸付希望農地として掲載後、借り手や買い手が見つかり、作付けや保全管理が見込まれる農地につきましては、(3)遊休化が解消された、または解消が見込まれる農地となります。貸付希望農地制度につつま

しては、貸借のみに限定させていただいておりますが、意向調査では、売却を希望する方もいらっしゃいます。そのような相談にも可能な限り対応したいと考えておりますので、委員の皆さまには、今後、購入希望者とのマッチングなどにご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で、報告第2号の説明を終了いたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。こちらも報告事項ではありますが、皆さんから何かございましたらご発言願います。

(発言なし)

議長(会長 齋藤孝夫君)

それでは報告事項ということで、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、報告第3号、農地パトロールの結果に基づく非農地判断について報告願います。局長。

事務局長(塚越剛君)

別紙の報告第3号をご覧ください。

報告第3号、農地パトロールの結果に基づく非農地判断につきましては、報告第1号の利用状況調査の結果、既に山林、原野の様相を呈するなど、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地について、農地法の運用に基づき、農業委員会において非農地判断を行い、その結果をご報告するものでございます。

内容につきましては、富張係長から説明いたさせます。

事務局(富張陽子君)

報告第3号、農地パトロールの結果に基づく非農地判断について、ご説明申し上げます。

報告第3号の1ページをお開き願います。

非農地判断の対象となる農地は、農地パトロールの結果、現地が山林・原野となっている、または、農地としての復元・利用が見込まれない、再生利用が困難な農地(B分類)と判断された土地でございます。その中で、事務局による現地の再確認及び土地改良区受益地などの確認により、非農地とできないものにつきましては、対象から除外させていただきました。

2ページをお開き願います。

令和6年度非農地判断する土地につきましては、2ページに記載のとおり、合計13筆、8,268㎡でございます。別紙、黄色の冊子の参考資料2として、対象地の地図及び現地写真を添付しておりますので、後ほどご確認ください。

3ページをお開き願います。

非農地判断後の手続きについてご説明いたします。非農地判断された土地につきましては、まず、土地所有者及び法務局、茨城県、下妻市の関係部署に対象地が非農地となった旨の通知を行います。次に、農地台帳を整理、現況地目を山林・原野とし、今後は非農地として取り扱うこととします。地方税法に基づき、関係機関と協議の上、市長による職権での地目変更登記の申し出を行うこととなっております。

以上で、報告第3号の説明を終了いたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。こちらも報告事項ではありますが、皆さんから何かございましたらご発言願います。

(発言なし)

議長(会長 齋藤孝夫君)

それでは報告事項ということで、ご承認のほどよろしく願いいたします。

続いて、報告第4号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について、報告願います。局長。

事務局長(塚越 剛君)

9ページをお開き願います。

報告第4号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出につきましては、今回5件の届出でございます。ご説明申し上げます。

届出番号1号、届出地、神明地内、2筆、畑、合計4,225㎡、

届出番号2号、届出地、神明地内、2筆、畑、合計880㎡、

届出番号3号、届出地、神明地内、1筆、畑、1,717㎡、

10ページをお開き願います。

届出番号4号、届出地、黒駒地内、2筆、田、合計1,852㎡、

届出番号5号、届出地、村岡地内、1筆、田、1,702㎡、

これらは、公益社団法人 茨城県農林振興公社が農地中間管理機構の特例事業の用に資するため取得するもので、去る10月24日届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

続いて、報告第5号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、報告願います。局長。

事務局長(塚越剛君)

11ページをご覧願います。

報告第5号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、ご報告申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による合意の解約が議案書に記載のとおり、11ページから17ページまで、32件ございました。添付書類も含めて完備されており、受理いたしましたので、ご報告を申し上げます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。

慎重なるご審議ありがとうございました。

以上を持ちまして、令和6年第11回下妻市農業委員会総会を閉会いたします。

議事終了（午後3時3分）

議 長 齋 藤 孝 夫 _____

署名委員 飯 村 春 夫 _____

署名委員 稲 川 広 美 _____